

○福岡県警察職員提案制度運用要綱の制定について（通達）

平成26年3月19日

福岡県警察本部内訓第11号

本部長

改正 令和3年3月10日本部内訓第10号

この度、福岡県警察職員提案制度運用要綱を下記のとおり制定し、3月19日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、福岡県警察さわやか改善活動要綱の制定について（平成2年福岡県警察本部内訓第11号）及び福岡県警察いきいきシステム21運用要綱の制定について（平成6年福岡県警察本部内訓第14号）は、廃止する。

また、この内訓の施行前に作成した別に定めるところによる様式で現に使用しているものは、それぞれこの内訓による改正後の相当規定により作成した様式とみなす。

記

第1 目的

この内訓は、福岡県警察職員（以下「職員」という。）からのより良い職場づくりに係る問題点及びその改善に資する意見等（以下「改善意見等」という。）を集約し、その改善方策を組織的に検討して警察業務に反映させることにより、職員一人一人が職員としての誇りと使命感を持って職務に専念できる温かみのある組織を実現することを目的とする。

第2 職員の心構え

職員は、第1の目的を達成するためには、一人一人が知恵を絞り、相互に協力しなければならないものであることを念頭に置き、職場に改善すべき事項があるときは積極的に改善意見等を提案するとともに、改善方策の検討及び推進に参画するよう努めなければならない。

第3 幹部の責務

所属長その他の幹部（警部補以上の階級（同相当職を含む。）にある者をいう。）は、部下の一人一人を大切にするという原点に立ち返り、部下からの自由な改善意見等を吸い上げるとともに、自らが率先して改善意見等を提案して組織運営に反映させるなど、職員

同士に思いやり及び活力があふれる職場環境を醸成するよう努めなければならない。

第4 提案事項

職員は、次に掲げる事項に係る改善意見等を提案することができる。

- 1 業務の改善に関する事。
- 2 勤務条件の改善に関する事。
- 3 士気の高揚方策に関する事。
- 4 女性の視点を一層反映した警察運営に関する事。
- 5 市民応接の向上に関する事。
- 6 装備資機材の開発及び改善に関する事。
- 7 鑑識資機材及び鑑識技術の開発及び改善に関する事。
- 8 福利厚生促進及び改善に関する事。
- 9 経費の節約に関する事。
- 10 公務中における各種事故の防止方策に関する事。
- 11 1から10までに掲げるもののほか、より良い職場づくりに関する事。

第5 提案の方法

職員は、第4に掲げる事項について改善意見等があるときは、次に定めるところにより、所属長又は警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に対して提案を行うことができる。

1 所属長に対する提案

- (1) 職員は、改善意見等があるときは、当該職員の属する所属の所属長に対して改善意見等提案書（所属）（様式第1号）により提案を行うことができる。
- (2) (1)の規定による提案の方法は、各所属において定めるものとする。

2 警務課長に対する提案

職員は、1の(1)の規定にかかわらず、警務課長に対して改善意見等提案書（本部）（様式第2号）により提案を行うことができる。この場合において、職員は、改善意見等の趣旨その他必要な事項を提案管理システム（福岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年福岡県警察本部訓令第6号）第2条第5号に規定する警察情報システムによる提案管理業務に係るシステムをいう。以下同じ。）に登録し、警務課長宛て送

信するものとする。

第6 提案に対する措置

1 所属長の措置

- (1) 所属長は、第5の1の規定により改善意見等の提案を受けたときは、その都度、提案受理簿（様式第3号）に必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- (2) 所属長は、職員から提案を受けた改善意見等については、幹部会等を招集して検討・審議をし、次に掲げる措置を行うものとする。
 - ア 所属で改善できる改善意見等については、所属内で改善を図るものとする。
 - イ 所属のみでは改善できない改善意見等又は警察本部で検討すべき改善意見等については、改善意見等提案書（本部）にその旨の所属意見を付して、提案管理システムにより警務課長宛て送信するものとする。
 - ウ 改善ができない改善意見等又は既に改善済みであり検討の必要がないと認める改善意見等については、無記名での提案を除き、提案者に対してその理由を通知するものとする。
- (3) 所属長は、(2)に規定する措置の結果については、提案した職員のみではなく、所属の全ての職員に対して周知するものとする。

2 警務課長の措置

- (1) 警務課長は、第5の2又は第6の1の(2)のイの規定により職員又は所属長から改善意見等の提案を受けたときは、提案受理簿に必要事項を記載するとともに、改善意見等の内容に係る業務を主管する警察本部の所属長（以下「業務主管課長」という。）に当該改善意見等を回付し、必要な検討を行わせるものとする。この場合において、警務課長は、改善意見等の内容が多数の業務主管課長に関係するときその他主たる業務主管課長が明らかでないときは、必要な調整を行い、当該改善意見等の検討を行う業務主管課長を決定するものとする。
- (2) 警務課長は、改善ができない改善意見等又は既に改善済みであり検討の必要がないと認める改善意見等については、無記名での提案を除き、提案者に対してその理由を通知するものとする。

(3) 警務課長は、(1)の規定に基づき業務主管課長が検討した結果については、福岡県警察基盤強化委員会設置要綱の制定について（平成25年福岡県警察本部内訓第16号）に定める福岡県警察基盤強化委員会に付議し、その結果を全ての職員に対して周知するものとする。

3 業務主管課長の措置

(1) 業務主管課長は、2の(1)の規定により警務課長から回付された改善意見等については必要な検討を行い、その結果を警務課長に回答しなければならない。

(2) 警務課長から回付された改善意見等の内容が複数の業務主管課長に関係するときは、関係する業務主管課長相互の協議により、当該改善意見等に係る必要な検討を行うものとする。

(3) 業務主管課長は、警務課長から回付された改善意見等が1年以上の長期にわたって検討を要するものであると認めるときは、当該改善意見等の提案を受けた日から1年を経過するまでの期間内に、警務課長に対して検討の状況を回答するものとする。

第7 提案課題の提示

1 所属長は、必要があると認めるときは、所属の職員に対して改善等の対象を指定した提案課題（以下「提案課題」という。）を提示し、改善意見等の提案を求めることができる。

2 業務主管課長は、必要があると認めるときは、職員に対してその主管する業務に関する提案課題を提示し、改善意見等の提案を求めることができる。この場合において、当該業務主管課長は、警務課長を経由して当該提示を行うものとする。

3 1又は2の規定による提案課題を提示した所属長又は業務主管課長は、第5の規定にかかわらず、当該提案課題に対する提案に係る様式その他必要な事項を定めることができる。

4 1又は2の規定による提案課題の提示に関する庶務は、当該提示を行う所属において処理するものとする。

第8 表彰

1 所属長は、優秀な改善意見等を提案した職員については、表彰するものとする。

2 警務課長は、特に優秀な改善意見等を提案した職員については、業務主管課長と協議

の上、福岡県警察表彰取扱規程（令和3年福岡県警察本部訓令第7号）に基づく表彰の
手続をとるものとする。

第9 権利の帰属

改善意見等を提案した職員の特許権、実用新案権及び意匠権の取扱いは、福岡県職員の
職務発明等に関する規則（昭和47年福岡県規則第18号）の規定によるものとする。た
だし、警察本部長の承認を受けたときは、これらの権利を取得するものとする。

第10 不利益な取扱いの禁止

職員は、改善意見等の提案をしたことを理由に、いかなる不利益な取扱いも受けない。

第11 留意事項

1 改善の要否の判断

所属長は、職員から提案された改善意見等については、その改善意見等が提案された
背景、真意等を十分に考慮した上で、改善の必要性を検討すること。

2 職員に対する丁寧な説明

所属長は、職員から提案された改善意見等のうち、改善ができないものについては、
当該職員が納得できるよう丁寧な説明を行い、理解を求めること。

第12 関係書類の保存

1 所属に備え付ける簿冊名、編集する文書及び保存期間は、次表のとおりとする。

| 簿冊名 | 編集する文書 | 保存期間 |
|-------|--------------|------|
| 提案受理簿 | 改善意見等提案書（所属） | 3年 |
| | 提案受理簿 | |

2 警務部警務課に備え付ける簿冊名、編集する文書及び保存期間は、次表のとおりとす る。

| 簿冊名 | 編集する文書 | 保存期間 |
|---------------|--------------|------|
| 提案受理簿（本 部） | 改善意見等提案書（本部） | 3年 |
| | 提案受理簿 | |